

「体育の日」から「スポーツの日」へ —国民の祝日「体育の日」の前史と名称変更の背景—

春日 芳美 (大東文化大学スポーツ・健康科学部)

Renamed the National Holiday from “Physical Education” to “Sports” : Background and Prehistory of “Health-Sports Day” in Japan

Yoshimi KASUGA

はじめに

2020（令和2）年、国民の祝日「体育の日」はその成立から54年を経て「スポーツの日」へと名称変更され、その意義は「スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う」とされた。日本では初めての、英語由来の単語を使用したカタカナ表記の祝日となった。「体育の日」から「スポーツの日」への転換は、単に名称の変更という意味を越えて、体育・スポーツの概念を規定する上で非常に大きな意味をもつように思われるが、大きなニュースにもならずそれほど注目されなかった。

一方でこの祝日の成り立ちに目を向けると、一般的には「体育の日は1964年の東京オリンピックを記念して1966年につくられたものである」と紹介されている¹。しかし実は、1965（昭和40）年以前にも「体育の日」に繋がる“記念日”がすでに設定されていたことはあまり知られていない。また、「体育の日」に関する調査や研究もこれまであまり行われておらず、管見では、木原（1998）の「体育の日」における新聞社説の分析、野口（2014）による「全国体育デー」に関する論文と、門脇（2016）の「体育の日」前史に関する論文以外には体育学会での発表資料が3件あるのみである²。

本論文では、「体育」と「スポーツ」という（全く）異なる用語が、目的を一にする祝日の名称として使用されるに至った背景を明らかにし、国民の祝日としての「スポーツの日」制定までに複数設定された、体育・スポーツ振興を目的とした記念日について整理する。加えて、日本において「体育」と「スポーツ」という用語がどのような意味でとらえられてきたのか、そして日本における「体育」と「スポーツ」という用語のとらえ方の変化が、今日の「体育の日」から「スポーツの日」へ

の名称変更によどのような影響を与えたのかを検討したい。

1. 日本における「体育」と「スポーツ」の研究

1-1. 「体育」と「スポーツ」に関連する名辞

日本において、「体育」と「スポーツ」という用語はしばしば混用され、それぞれの用語が意味するところはその多くが共有されてきた³。「体育の日」も、文化庁が外国人向けに出版しているハンドブックでは“Health-Sports Day”と訳されている⁴。私がスポーツ科学を専攻する大学生を対象に行っている「スポーツ文化論」の初回授業は、必ず「体育」と「スポーツ」の違いは何かという質問をするが、多くの学生はその問い自体に戸惑いを覚えるようである。それは、現在では学校体育の教材として多くのスポーツ種目が採用されていること⁵や、日本ではスポーツ活動の多くが学校運動部で行われてきたという歴史的背景が関係している。日本におけるスポーツ活動は、基本的に体育的(=教育的)活動としてとらえられてきたのである。

長い間使用されてきた「体育」という名称が「スポーツ」に変更される流れは、「体育の日」だけにみられることではない。1981(昭和56)年に設立された体育大学協議会は、1997(平成9)年に「大学問題検討委員会」を発足させ、大学・学部の名称問題について検討した。その流れの中で、体育系大学の中には学部名称を体育学部からスポーツ科学部やスポーツ・健康科学部といった名称に変更することがあった。2014(平成26)年5月には、体育大学協議会の名称も全国体育スポーツ系大学協議会に改称されている。また、公益財団法人日本体育協会(日体協)は、2018年4月1日から「日本スポーツ協会」へと名称変更した。これは、日体協が行ってきた活動が「スポーツ振興」であるという点からしてごく自然な流れであると考えられる。

そして、国内の体育学研究領域における最大の学術研究団体である一般社団法人日本体育学会(以下「体育学会」とする。)は、2021(令和3)年4月1日から名称を「一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会」と改正することが決定している⁶。2019(令和元)年6月17日に出された文書によると、その改正理由は以下のとおりである。

「教育の範疇に位置づく“体育”や“体育学”という名辞によって会員の研究の全体像をカバーしきれなくなっていること」、「会員の研究とその交流を喚起・促進し、研究成果を統合する本学会のアイデンティティ(社会的存在目的)は、スポーツや身体活動を通じた“望ましい社会”への貢献にあること」、「わが国の学術体系における体育・スポーツ関連分野の位置づけが変化したこと」などが挙げられます。(一般社団法人日本体育学会、2019)

体育学研究領域が「体育」や「体育学」という名辞によって研究の全体像をカバーできないという点は、これまでも多くの論者によって指摘されてきたが、その全体像について林(2020)は「現在の体育学における体育が必ずしもPE(Physical Education: 著者注)を意味するものでない」と

いう点から総説論文をまとめている。体育学会の分科会は現在、体育哲学、体育史、体育社会学、体育心理学、運動生理学、バイオメカニクス、体育経営管理、発育発達、測定評価、体育方法、保健、体育科教育学・スポーツ人類学、アダプテッド・スポーツ科学、介護福祉・健康づくり、というように多岐にわたる。

このように、日本においては「体育」から「スポーツ」への様々な名称変更がまさしく今行われていることがわかる。なぜ「今」、このような動きが起こっているのだろうか。

1-2. アカデミック・タブーとしての「スポーツ」

スポーツ科学が正式な学問の対象として扱われるようになったのは、学問の長い歴史からみればごく最近のことである。2015年に出版された『21世紀スポーツ大辞典』では、「人間にとってスポーツの存在が今日ほど大きい時代は、かつてなかった。スポーツという言葉の源である古代ローマ人の使ったデポルターレが意味した「気晴らしする、遊ぶ」の域を大きく超え出て、全身全霊をささげて没入する「まじめごと」にスポーツが変身したことについては19世紀のイギリスに現れた近代スポーツの貢献が大きかった。」と序文をはじめている。そして、スポーツ科学の名称が科学の名称として世界各国で社会的に承認されたのは1970年代である、としている⁷。

それ以前は教育的な色彩の強い体育学 (physical pedagogics, theory of physical education) という名称が一般的であった。(中略) スポーツは教育的な現象ではなく、体育に比べ軽視される現象として位置づけられてきた。むしろ、スポーツの技術面での過剰さを是正することが体育であるという認識された。(中略) アカデミックな世界でスポーツを語ることはタブーであったとさえいわれる時代は確かに存在した。そのため、スポーツ研究は体育学の一部として位置づけられ、スポーツ研究とは、スポーツを教育学的な関心のもとで研究する科学だと考えられてきた。(中村ほか、2015、p.21c)

日本人にとって、「スポーツ」は外来文化である。外来文化の受容の過程において、「スポーツ」はどのように受け入れられたのだろうか。

1862(文久2)年に堀達之助と堀越亀之助共著で出された「英和大役袖珍辞書」は、英蘭辞典を底本とし明治初期の多くの辞書に強い影響を与えたものであるが、ここでは動詞 sport は「楽ミ、遊ブ、嘲弄スル、滑稽スル」と訳された(阿部、1995、p.42)。近代スポーツ発祥の地であるイギリスでは、19世紀前半までスポーツは社会的ステータスの低い文化としてみられており、日本がイギリスからスポーツを「輸入」した当時の社会的評価がこの翻訳にも影響していると考えられる⁸。このような背景から、日本ではスポーツという言葉よりも physical education の翻訳語である「身体教育」をもとにした用語、「体育」が積極的に用いられ、勝敗に重きを置く場合には「運動」や「運動競技」という用語が多く使われた(中村ほか、2015、p.24b)。これは、スポーツを行う部活動が今でも「運動部」と呼ばれている理由でもある。

このように、歴史的にみて本来スポーツは教育とは無縁のものであり、一種のアカデミック・タブーであった。

1-3. 「体育」から「スポーツ教育」へ

前述のように、「学問からは遠いもの」としてイメージされた「スポーツ」の意味はどのように変化してきたのだろうか。日本における現在の「体育からスポーツへ」の流れは、旧東西ドイツやアメリカ、その他の諸外国で起こった流れの影響も受けている。

旧西ドイツでは、1972年に体育(Leibeserziehung)からスポーツ教育(Sportlerziehung)へ学校での教科名が変更され、カリキュラムも改造された。この変更に伴って、国内大学の体育学部がスポーツ科学部にその名称も変えるようになった。このような事情は旧東ドイツでも同様であったが、体育という教科名称では、教科で教えるべき文化領域が「身体」ということになり、人間存在の全体性からみれば心身の二元論的意味合いが強く、教科の実体にそぐわないというのが教科名変更の理由であった。もちろんこの背後には、この教科が担うべき新しい役割として、スポーツを生涯にわたって主体的に実践できるスポーツの主体者育成を果たすべきという考えがあり、さらに学習者の「スポーツ行為能力(Handlungsfähigkeit in Sport)」を強化として保証することがこの教科の社会的ミッションであって、同時に文化現象としてのスポーツと教科の結びつきを強めるという狙いがあったと推測される。(友添、2018)

また、この後旧西ドイツでは有力専門誌「体育」の名称が変更され、新たな誌名としてSportが採用された。このことを受けて日本においても1970年代後半から80年代にかけて、体育に代わる新しい概念である「スポーツ教育」とは何か、日本の体育の専門誌や研究誌等で盛んに議論された。しかし、「1990年代以降スポーツ教育をめぐる議論は急速に衰え、いつしかこのような議論が行われたことさえ忘れ去られるようになった」と指摘される⁹。「体育」という言葉では包括しきれなくなった体育学分野における名称変更議論が、日本では一時的なものとなったひとつの理由には、体育学研究者のアイデンティティとして「体育」という名辞が強い力をもっていたことが考えられる。

一方、日本においては当初「アソビ」として紹介された「スポーツ」も、文化として受容される過程でいわゆる「日本的なもの」としての変化を遂げた。運動部活動として行われる学生スポーツは、とすれば「○○道」のようにとらえられ、苦しみの中で鍛錬すること、鍛錬を通して人格を高めることが主要な目的とされてきた。このような「スポーツ」が定着することによって、日本では「スポーツ」概念が「体育」概念により近接したものとして理解されるようになったのではないだろうか¹⁰。

佐伯年詩雄は、座談会「求められるスポーツのモラル教育とは」において次のように発言している。

決定的に欠けているのは、「スポーツは社交だ」ということをどこでも教えていないし、学ばなかったということです。(中略) スポーツというのは、要するに暇つぶしの文化で、スポーツに限らず文学や音楽、美術も社交のネタだったわけです。社交であれば、相手とどうやって付き合うかということが非常に重要です。(中略) 日本の場合、筋肉の動きだけを見てきた。頭はあまり使わなくていい、いっぱい我慢して練習すればいい、と言われてずっとやってきたわけでしょう。ましてや、社交なんてとんでもない話だったわけですよ。「チャラチャラするんじゃない」と言われて。だけどチャラチャラするための文化だった。(佐伯ほか、2018、p.16-31)

スポーツ概念の多義性について、「スポーツ」という言葉ひとつから、それぞれの人が自身の経験に基づいて、激しい身体活動や競争、ダンスやバレエといった身体的卓越性の追求、友人や家族とのレクリエーション等様々な想像をするだろう、という指摘がされる。

このように、「スポーツ」という言葉が生み出す事物・事象は様々であり、それが縦横に使い分けられている。つまりスポーツは、「これがスポーツだ」と呼べるような物理的現象ではないのである。そもそも人は何をもってスポーツと呼んでいるのか。ルールか、ボールなどの道具か、体育館や運動場などの施設か、それとも活動している人間そのものか。スポーツは、物体と違って、そこに存在する明瞭な対象としての性格をもたない。(中村ほか、2015、p.33a)

ここまでみてきたように、「スポーツ」という、日常的に使いながら実はあいまいな概念をもつ用語を新たな名称として使用することによって、「体育」という言葉では包括しきれなくなった実態の再定義が必要になったことが、日本における「体育からスポーツ(教育)へ」という流れの背景にあるといえるだろう。

2. 国民の祝日「体育の日」の前史

ここからは、1966(昭和41)年に国民の祝日「体育の日」が新設されるまでの一連の動きを整理したい。国民の祝日「体育の日」に近い目的をもつ記念日としては、文部次官通知を根拠とする戦前の「全国体育デー」(1924年11月3日～1932年)、戦後になって、閣議決定によって設定された「国民体育デー」(1958年5月4日～1961年5月第三日曜日)、スポーツ振興法第5条によって設定された「スポーツの日」(1961年～1965年10月第一土曜日)がある。

2-1. 戦前における「全国体育デー」

1924(大正13)年から行われた「全国体育デー」については、野口(2014)に詳しい。また、「全国体育デー」については、運動競技の主幹省庁の座を巡る文部省と内務省の対立の結果実施されたとする研究がある(坂上1998、高嶋2012)。『21世紀スポーツ大辞典』にも、次のような説明がある。

日本では国レベルでスポーツが政策として初めて取り上げられたという意味では、1924(大正13)年は特にスポーツ史上重要な画期であった。すなわちこの年、政府は第8回オリンピック大会(パリ)に参加する選手団に初めて金6万円の補助金を下付した。また内務省は第1回明治神宮体育大会を開催し、文部省は「全国体育デー」を実施した。オリンピック選手団への補助金支出は、オリンピック大会における活躍が「国威発揚」へとつながると判断したからであろう。また、「取り締まり行政」の元締めである内務省が青年団による府県別対抗競技を主な内容とする競技大会を開催したのは、前年の関東大震災によって意気阻喪した国民を鼓舞激励し、同時に混乱した時代に青年の「思想善導」政策としてスポーツを取り上げたものであり、文部省の「全国体育デー」の開催は国民の体位・体力向上政策の一環としてのスポーツ奨励策であったといえよう。(中村ほか、1995、p.40c)

内務省と文部省の関係については本論の主旨から離れるため詳細には触れないが、オリンピックと関連してスポーツの価値が見直され、その過程から「全国体育デー」のような体育・スポーツの普及振興方策がたてられた。文部省が「体育」という用語を記念日の名称として使用したのは、野口(2013)が指摘するように運動競技(スポーツ)を特性の涵養と結び付けて実践する「スポーツの体育化」が目指されたためであると考えられる。

2-2. 1958(昭和33)年「国民体育デー」から1961(昭和36)年「スポーツの日」まで

1958(昭和33)年から1961年まで実施された「国民体育デー」は、昭和32年6月14日のスポーツ振興審議会答申第一号を受けて閣議決定された記念日である。スポーツ振興審議会¹¹は、昭和32年2月15日閣議決定により、内閣総理大臣の諮問機関として同日から昭和33年3月31日までの間設置された¹²。

1957(昭和32)年6月14日のスポーツ振興審議会答申第一号には、次のように記述されている。

スポーツは広く全国民が日常生活を通じて積極的にこれを実践することを目標として、その振興を図るべきものである。このための施策として、たとえば、国民体育大会実施期間中に、国民体育デーまたは国民体育週間を設定することがきわめて有意義なことと考える。

よつて国は、これの実現につき必要な措置を講ずべきである。なお、その実施にあたっては、おおよそ次のことがらについて留意することが望ましい。

- 1 各種のスポーツ行事を計画的に実施し、国民こぞつてスポーツを行い楽しむ機会とする。
- 2 市町村・職場等におけるスポーツ行事の開催にあたっては、地方公共団体・公民館・事業場・体育スポーツ団体・青年団体・婦人団体・教育団体・文化団体等が協力して、その運営にあたるようにする。(国立公文書館：本館-4E-004-00)

なお、この答申の次のトピックは「オリンピック大会東京招致について」であり、オリンピック

招致のために国内のスポーツを振興する必要があったことが想像される。以下は、「国民体育デー」が設定されるまでの一連の流れである（表1）。

表1「国民体育デー」設定までの流れ（国立公文書館資料より春日（2020）作成）

年月日	出来事
1957（昭和32）年 2月15日	内閣総理大臣の諮問機関として「スポーツ振興審議会」の設置決定
同年6月14日	スポーツ振興審議会「スポーツの国民一般に対する普及振興策等」答申 ※「国民体育デー」の設定について
同年10月4日	「国民体育デー」創設を閣議決定。同時に1964年のオリンピック大会東京招致準備が決定。
1958（昭和33）年 3月22日	文部大臣の諮問機関である保健体育審議会が「国民体育デー（仮称）の実施について」答申
同年4月11日	政府閣議により昭和33年度の国民体育デーを5月4日とすることが決定

その後、「国民体育デー」実施までの詳細に関する議論は文部大臣の諮問機関である保健体育審議会が引き継ぎ、1958年3月22日に「国民体育デー（仮称）の実施方法について」と題した審議結果を答申した¹³。設定の方法としては「国民体育デーは、法律に基づく国民の祝日とすることが望ましいが、早急にその実現が困難な場合には、適当な方法により、この日を設定すること」とされた。この答申を受けて政府は同年4月11日の閣議で、国民体育デーが5月4日に実施することを決定した。その後も、この「国民体育デー」を国民の祝日とすることが目指されていたようだが、公的な史料は見つけられなかった。

そして、1961（昭和36）年にはスポーツ振興法第5条によって「スポーツの日」が規定された。スポーツ振興法は東京オリンピックを開催するにあたって国による財政支援を可能にする根拠法として、急遽議員立法により1961年6月に制定された。位置づけとしては、社会教育法の特別法である¹⁴。1961（昭和33）年は、5月に国民体育デーが実施され、10月に新法による「スポーツの日」が実施された。そして、「スポーツの日」という記念日の名称が使用された最後の年である1965（昭和40）年には、日本体育協会の呼び掛けにより前年に開催された東京オリンピックを記念して10月10日に「スポーツの日」としての記念行事が各地で開催されており、実質的には10月第一土曜日から10月10日に実施日が変更されたのではないかと門脇（2016）は指摘している。

2-3. 国民の祝日「体育の日」新設までの動き

国民の祝日「体育の日」が新設されたのは1966年である。それ以前の「スポーツの日」から連続していることもあり、「スポーツの日」の方が先にできたもののように見えるが、実際にはスポーツ振興法が議員立法でつくられる1961年6月以前の、1961年5月18日に内閣委員会で「国民の祝日に

関する法律の一部を改正する法律案」が議題とされ、ここで「体育の日」の新設が提言されている¹⁵。

さて、本改正法案におきましては、新たに二月十一日を建国記念日に、七月十五日をお盆の日に、十月の第一土曜日を体育の日と定めることとして、以上年間を通じまして三日間の国民の祝日に加え、さらに日曜日が国民の祝日と重なる場合には、その翌日を休日とすることとしております。(中略)最後の体育の日を十月第一土曜日と定めましたのは、民主的国家として新生したわが国の国民が、明るい生活を営み、その身心を健康にするために、健全な体育競技を楽しみ、スポーツの持つ精神を通して民族の明るい発展に資しようとするものであります¹⁶。

しかしここでは、質疑は後日に譲ることとされる。国会議事録を確認する限り、発言者は異なるが、内容はほぼ同じであることから1961(昭和36)年10月20日に質疑が持ち越されたと考えられる¹⁷。しかし、ここでもまた質疑は持ち越され、次に国民の祝日に関する発言が議事録にみられるのは1963(昭和38)年2月19日の衆議院内閣委員会である¹⁸。ここでもまた質疑は後日に先送りされた。その後も毎年議論にはなるものの、体育の日を国民の祝日とすることは決まらなかった。

1961年以降、国民の祝日「体育の日」に関する議論が進まなかった理由は、単に体育・スポーツ振興の問題ではなく、このとき一緒に議論されたのが、「敬老の日」(すでに老人福祉法により「老人の日」があった)、そして「建国記念の日」だったという点にあると考えられる。「建国記念の日」制定はいわば戦後廃止された「紀元節」の復活であり、様々な問題を含んでいた。このことから数度の廃案と再提出を経て、1966(昭和41)年6月25日、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案は、第51回国会の参議院本会議において賛成過半数により可決した。このことによって、建国記念の日、敬老の日、体育の日の3つが新たな国民の休日とされた。こうして、国民の祝日「体育の日」が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)によって設置され、趣旨は「スポーツにしたしみ、健康な心身をつちかう」とされた(「体育」にしたしむのではない)。1966年の総理府総務副長官・文部事務次官通達では、「10月10日を体育の日としたのは、昭和39年に開催されたオリンピック東京大会の輝かしい成果とその感激を記念し、これによって体育の重要性について認識を深める意味でその開会式の日を選んだのである。」(帝国地方行政学会、1974)との文言がある。

オリンピックはスポーツの祭典であり、国民の祝日「体育の日」の前身は「スポーツの日」であったことから考えても、祝日の名称として「スポーツの日」も検討されたのではないかと想像できるが、実際には「スポーツ」の名称は採用されなかった。1961(昭和36)年の段階から一貫して「体育の日」としての祝日化が目指されており、すでにみてきたように「スポーツ」という用語のイメージや、教育としての体育をより重視したことが「体育の日」という名称の採用に影響していると予想できる。また、外来語である「スポーツ」という用語を、そのまま祝日の名称として使用することにもまだ抵抗があったとも考えられる¹⁹。

2-4. 2020（令和2）年、国民の祝日「スポーツの日」

2020（令和2）年、国民の祝日に関する法律の一部改正により、「体育の日」は「スポーツの日」に名称変更された。また、2020年に限っては東京オリンピック開催のため、開会式当日の7月24日を「スポーツの日」とすることが決まった（表2）。

表2 国民の祝日「スポーツの日」の名称変更に関連する流れ

2013（平成25）年 9月7日	東京が2020年オリンピック大会の開催地となる
2015（平成27）年 10月1日	スポーツ庁創設。設置の背景として（1）スポーツ基本法（平成23年）の制定、（2）2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の日本開催、の2点が公式に説明されている ²⁰ 。
2016（平成28）年 1月25日	麻生太郎財務大臣（当時）を会長とする超党派によるスポーツ議員連盟が「体育の日」を「スポーツの日」へと名称変更する祝日法改正案プロジェクトチームを設置。
2018（平成30）年 4月23日	「スポーツ議員連盟・2020年東京オリンピック・パラリンピック大会推進議員連盟・ラグビーワールドカップ2019日本大会成功議員連盟 合同総会」於：衆議院第一議員会館大会議室。スポーツ基本法の一部を改正する法律案、「体育の日」を「スポーツの日」へと名称変更する法律案が検討される。
同年5月30日	第196回国会 衆議院 文部科学委員会に「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案」が提出され審議可決。
同年5月31日	第196回国会 衆議院 本会議に「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案」が提出され審議可決。2020年より「体育の日」を「スポーツの日」へ名称変更することが決定する。

第196回国会、衆議院文部科学委員会では、平成30年5月30日に浮島智子議員が次のように発言している。

次に、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案の起草案について御説明申し上げます。近年、スポーツは、個人の健康の保持増進や人格形成に寄与するのみではなく、人と人との交流促進による地域社会の活性化や経済の発展など大きな社会的影響力を有するようになってきております。（中略）

このような中、平成三十二年にオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会が東京で開催され、世界じゅうの人々がスポーツのために我が国に集うこの好機に、スポーツの価値を世界の人々と分かち合い、世界各国と協調していくことが期待されております。

そのような観点から、学校教育としてのイメージの強い体育の語を用いている体育の日の名称について、世界的に広く用いられているスポーツの語を用いて、スポーツの日と改めることが望ましいとされているところであります。

そこで、本案は、体育の日の名称をスポーツの日に改めるとともに、スポーツの日の意義に

ついて、スポーツを楽しむ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願うものとする事としております²¹。(下線著者)

この発言は、翌日の衆議院本会議においてもほぼ同じ内容で説明が行われ、「体育」から「スポーツ」に名称が変更されることは特に議論されることなく「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案」は可決した²²。上記の発言中に2020年東京オリンピックを「好機ととらえ」とあるように、これまで幾度となく議論されてきたが名称変更に至らなかった様々な「体育」関連名辞は、「東京でオリンピックが開催される」といういわば「最後の押し」によって、「体育からスポーツへ」の名称変更に至ったといえるだろう。

おわりに

国民の祝日「体育の日」前史を検討する中で、戦前には「全国体育デー」(1924~32年)、戦後には「国民体育デー」(1958~61年)が体育・スポーツ振興を目的として設定されていたことを整理した。そして、1961(昭和36)年にスポーツ振興法による「スポーツの日」がつくられる以前に、すでに「体育の日」を国民の祝日にしようとする動きが国会でみられたことが明らかになった。

1964年の東京オリンピック開催に向けた国内のスポーツ振興を目的として、「スポーツ」の記念日として出発した「スポーツの日」は、その意義が認められ国民の祝日とされる段になって「体育の日」へと名称が変更された。すでに存在した「スポーツの日」がなぜ「体育の日」とされることになったのかという点については確かな史料を見つけられていないが、「スポーツの日」が設定される以前から議論されていた国民の祝日に関する議論ではすでに「体育」の名称がとられていたことからみても、より教育的な意味合いが求められたことや、外来語としての「スポーツ」をカタカナ表記で使用し国民の祝日とすることに何等かの抵抗があったのではないかと予想される。すでにみてきたように、諸外国で「体育」から「スポーツ(教育)」に学問分野の名称の転換が始まるのは1970年代のことである。

そして2013年以降、2020年に開催予定だった2度目の東京オリンピックを契機として、日本における「体育」関連名称は「スポーツ」を使用するものへと変更される流れがつくられた。1964年と2020年、ふたつの東京オリンピックは、直接的、そして間接的に「体育の日」と「スポーツの日」の名称決定に影響を与えたといえるだろう。

参考文献

- 阿部生雄(1995)辞書にみる“スポーツ”概念の日本の変容、外来スポーツの理解と普及、創文企画
新井野洋一(1987)「体育の日」21年間の新聞社説からみた体育・スポーツ現代史の一端、日本体育学会第38回大会、p.99

- 新井野洋一（1999）“体育の日”33年間の新聞社説から見た体育・スポーツ現代史の一端、日本体育学会第50回大会、802-803
- 畠山トミ、谷村辰巳、疋田圭吾（1971）体育の日に関する研究、日本体育学会第22回大会、p.94
- 林洋輔（2020）学問における「体育 Taiiku」概念：『体育学研究』総説論文の結集に観るその創出と変遷、体育学研究、65：607-626.
- 池田勝、守野信次（1999）スポーツの政治学、杏林書院
- 今村義雄、宮畑虎彦編集（1976）新修体育大辞典、不昧堂出版
- 一般社団法人日本体育学会 <https://taiiku-gakkai.or.jp/imnews/4271> 2020/09/07 閲覧
- 門脇正俊（2016）「体育の日」50年とその前史：実施過程、意義や課題を各紙社説・報道等から振り返る、北海道教育大学紀要・教育科学編 67（1）、1-16.
- 木原資裕、大國享、藤塚久雄（1998）マスメディアの中のスポーツ（Ⅱ）—新聞社説にみる「体育の日」—鳴門教育大学研究紀要、13：31-39.
- 岸野雄三、水野忠文、朝比奈一男（1977）スポーツの科学的原理、大修館書店
- 中村敏雄、高橋健夫、寒川恒夫、友添秀則編集（2015）21世紀スポーツ大辞典、大修館書店
- 野口穂高（2014）1924年の第一回全国体育デーの活動状況に関する一考察、玉川大学教育学部紀要（2013）、47-80.
- 佐伯年詩雄、友添秀則、清水諭（2018）座談会「求められるスポーツのモラル教育とは」、現代スポーツ評論 38：16-31〔佐伯年詩雄発言〕
- 坂上康博（1998）権力装置としてのスポーツ、講談社
- 衆議院ホームページ http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/kaiji196.htm
- 高嶋航（2012）帝国日本とスポーツ、塙書房
- 帝国地方行政学会（1974）基本行政通達 30 卷（教育、文化）
- 友添秀則（2018）スポーツ教育の時代に向かって—スポーツは学校を超える—、現代スポーツ評論 38：8-15、創文企画

¹ 広辞苑第7版には、「体育の日」について「国民の祝日。1966年制定。東京オリンピック大会開会の日因んで10月10日としたが、2000年より10月第2月曜日。」とある。明鏡国語辞典第2版では、「もと、十月十日。一九六四（昭和三九）年のオリンピック東京大会の開会日を記念して六六年に制定された」と説明されている。

² 日本体育学会での発表資料として、畠山ほか（1971）、新井野（1987、1999）がある。いずれも「体育の日」の新聞社説に着目した分析であり、論文としてはまとめられていない。大修館書店から出版されている「21世紀スポーツ大辞典」にも、「体育の日」の語は索引にない。

³ 「体育」という用語が“Physical Education”を翻訳した「身体教育」からつくられた語であるという点と、その用語成立に至る議論に関する研究は体育原理分野において多くの蓄積がある。

- 4 文化庁 Where to Learn Japanese
https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/handbook/pdf/en_zensho.pdf
- 5 日本では 1873 (明治 6) 年の改正小学校令より学校体育の教科名称は「体操科」であり、主な教材にはドイツやスウェーデン発祥の「体操」が使用されていた。教材としてのスポーツは「遊戯」や「競技」としてあくまでも補助的な位置づけであった。
- 6 なお、日本体育学会の学会と学術誌の英文名は現在 2000 (平成 12) 年に採用された Japan Society of Physical Education, Health and Sport Sciences であり、2021 年以降も継続使用される。
- 7 スポーツ史研究の第一人者であった岸野雄三は、1977 年に出版された著書において「これまで長い間、スポーツを趣味として行うのではなく、まじめな研究対象として扱うことは、スポーツ好きな英米研究者たちの間でさえ、“Academic Taboo”であった。」(岸野、1977、p.79) と述べている。
- 8 近代スポーツ以前のスポーツは「野蛮」で「暴力的」、そして「反社会的」なものとして度々禁止された。ヨーロッパにおいては、4 世紀から 18 世紀にかけて多くのボールゲーム等の禁止令が出された (池田・守野、1999)。
- 9 「1970 年代から 80 年代において活発に展開されたスポーツ教育をめぐる議論は、その概念の統一的な定義が模索されはしたが、最終的には学校段階に発育発達期にある青少年を対象にした、いわゆる学校体育の教科論の議論に収束していき、そこでは人間の生涯にわたるライフステージに応じたスポーツ教育のあり方への議論には発展することはなかった。」(友添、2018)
- 10 学生に対し「スポーツで最も重要なことは何か」という質問をすると、多くが「礼儀を身につけること」と回答する。スポーツを目的ではなく手段として扱ってきた日本の「スポーツ教育」の影響は大きいと感じる。
- 11 スポーツ振興審議会委員 (五十音順) (昭和 32 年 6 月 14 日スポーツ振興審議会答申第一号より作成)

日本体育協会専務理事 東俊郎	お茶の水女子大学教授 戸倉ハル
東京大学教授 内村祐之	日本放送協会会長 水田清
日本私立大学連盟会長 大浜信泉	埼玉大学教育学部長 野口源三郎
大妻女子大学学長・東京都教育委員 河原春作	日本三道会理事長 久喜遼夫
日本ラグビー・フットボール協会会長 香山 蕃	日本オリンピック後援会会長 藤山愛一郎
日本赤十字社副社長 葛西 嘉資	国策パルプ株式会社 水野成夫
評論家・読売新聞社嘱託 川本信正	住友石炭鉱業株式会社専務取締役 村木武夫
朝日新聞社代表取締役 信夫 韓一郎	東京都知事 安井誠一郎
日本体育協会専務理事 田畑政治	湯浅電池株式会社社長 湯浅祐一
日本新聞協会顧問 津田正夫	毎日新聞社代表取締役 渡瀬亮輔

- 12 文部省体育局の復活 (昭和 33 年 5 月 1 日)、東京オリンピックの招致決定 (昭和 34 年 5 月 26 日)、スポーツ振興法の制定 (昭和 36 年 6 月 16 日) に大きな役割を果たした (今村・宮畑、

1976、p.776)。

¹³ 国立公文書館（文社体第 336 号）

¹⁴ 第五条 国民の間にひろくスポーツについての理解と関心を深めるとともに積極的にスポーツをする意欲を高揚するため、スポーツの日を設ける。

2 スポーツの日は、十月の第一土曜日とする。

3 国及び地方公共団体は、スポーツの日の趣旨にふさわしい事業を実施するとともに、この日において、ひろく国民があらゆる地域及び職域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツをすることができるような行事が実施されるよう、必要な措置を講じ、及び援助を行なうものとする。（スポーツ振興法第 5 条）

¹⁵ 時系列からみるに、国民の祝日としての「体育の日」創設ができなかったことを受けて（あるいはそれを見越して）、議員立法によるスポーツ振興法で「スポーツの日」を設定することが検討されたと考えられる。この背景には、1964 年に東京オリンピック開催が迫っていたことがあろう。

¹⁶ 第 38 回国会 衆議院 内閣委員会 第 36 号 昭和 36 年 5 月 18 日 田中角榮発言
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=103804889X03619610518&spkNum=2&single>

¹⁷ 第 39 回国会 衆議院 内閣委員会 第 8 号 昭和 36 年 10 月 20 日 瀬川彌三発言
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=103904889X00819611020&spkNum=4&single>

¹⁸ 第 43 回国会 衆議院 内閣委員会 第 2 号 昭和 38 年 2 月 19 日 小笠公韶発言
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=104304889X00219630219&spkNum=9&single>

¹⁹ 昭和 33 年に復活した文部省体育局では、体育課、運動競技課、学校保健課、学校給食課の四課で構成されていた。運動競技課は東京オリンピックを前にして 1962（昭和 37）年 3 月にスポーツ課に名称変更し、1988（昭和 63）年 7 月には生涯スポーツ課と競技スポーツ課に分離している。省庁内の名称としては、「スポーツ」も使用され始めていたのがこの時期である。

²⁰ スポーツ庁 https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/soshiki2/1373916.htm

²¹ 第 196 回国会 衆議院 文部科学委員会 第 15 号 平成 30 年 5 月 30 日 浮島智子議員発言
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119605124X01520180530&spkNum=174&single>

²² 第 196 回国会 衆議院 本会議 第 32 号 平成 30 年 5 月 31 日 議事録 富岡勉議員発言
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119605254X03220180531&spkNum=38&single>